

SAICM実施状況と ICCM2について

環境省環境保健部

環境安全課

課長補佐 瀬川恵子

本日の御説明内容

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM)について

- 概要
- 我が国におけるSAICMの実施
- 他国の状況等

第2回国際化学物質管理会議(ICCM2)について

- 概要、開催目的等

SAICMとは

- 2002年9月のヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画に記載されている「化学物質が、人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」ことの実現を目標に、科学的なリスク評価に基づきリスク削減、情報の収集と提供、能力構築と技術協力などを進めることを定めた、国際的な合意文書
- 「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」、「包括的方針戦略」と、これらに関するガイダンス文書である「世界行動計画」の三つの文書よりなる。

SAICMの内容

- 目標

2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること

- 主な内容

科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。

SAICMの3つの文書

1. 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

世界の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要とし、2020年目標の確認、子供、胎児、脆弱な集団の保護、情報知識を公衆に利用可能とすること、国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中へのSAICMの統合等が盛り込まれている。

2. 包括的方針戦略

SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

3. 世界実施計画

SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

我が国におけるSAICMの実施 —国内政策への統合(1)—

○環境基本計画への位置づけ

- ・環境基本法に基づく第三次環境基本計画(平成18年4月閣議決定)に位置づけ。
- ・中央環境審議会が、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、その後の政策の方向について政府に報告(平成20年12月閣議に報告)。
- ・今後の政策に向け、国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)の推進に関し、我が国が、引き続き、アジア太平洋地域における主導的な役割を果たすことが必要である旨、提言がなされた。

○関係省庁連絡会議を設置、検討

- ・政府全体としてSAICMを推進するため、関係省庁連絡会議を設置し、国内実施計画を策定することを決定。また、多様な化学物質関係施策についても情報交換、共有。
- ・関係省庁連絡会議の資料は環境省HPで公表。

我が国におけるSAICMの実施 —国内政策への統合(2)—

○各種政策の強化・推進

- ・ 化審法、化管法について見直しを実施。化審法については改正法案を国会に提出、化管法については、対象物質の見直し(政令改正)、個別データについての開示請求から公表方式に変更、届出事項等運用の見直し等を実施。
- ・ 個別取組みも強化 例:小児環境保健等
- ・ 産業界、NGOもSAICMへの取組みを強化。

○ SAICMの理解促進(セミナー等)

- ・ 政府、産業界、NGO における取組の状況等について情報交換・意見交換を行うための国内フォーラムを公開で開催。
(平成19年3月、平成20年3月、平成21年3月)
- ・ 市民、産業界、行政からのメンバーからなる「化学物質と環境円卓会議」の場でSAICMについて取り上げ。

我が国におけるSAICMの実施 —途上国支援等国際対応—

○ SAICM実施に関する国際会議に対応

- ・ ICCM2準備のための各種会合、ドナー会合、EU-JUSSCANNZ会合等に参加、我が国の取組み等を発信。

○ アジア太平洋地域における日本イニシャティブ

- ・ SAICMアジア太平洋地域代表として、各国ナショナルフォーカルポイントと連携。
- ・ 平成19年5月、SAICMアジア太平洋地域会合を開催支援。

○ 「クイックスタートプログラム」への対応

環境省では、SAICM 諸外国実施状況に関する調査等を通じて日本へのQSP 要請があった国(タイ・ブータン)について、化学物質管理政策構築支援を実施中。

国際化学物質管理会議 (ICCM)

- 2006年2月、国際化学物質管理会議(ICCM)においてSAICMを取りまとめ。閣僚級セッションを含み、政府、関連する国際機関、産業界及びNGOが参加。
- SAICMのフォローアップのため、国際化学物質管理会議が2009年、2012年、2015年、2020年に開催。
← 第2回 (ICCM2)は2009年5月に開催 (ジュネーブ)

ICCM2

○ 日程

2009年5月11－15日（スイス・ジュネーブ）

○ 主な議題

SAICM 実施状況のレビューを主目的とし、以下の議題を予定。

- ・実施状況の評価及び実施のためのガイダンス並びにSAICM のレビュー及び更新
- ・国際文書及び国際プログラムの実施及び相互連関
- ・関係者からの実施状況報告の手法
- ・各国における化学物質管理能力の強化
- ・実施のための資金的・技術的リソース
- ・喫緊の政策課題（後述）
- ・情報交換及び科学的・技術的協力
- ・国際機関との協力
- ・事務局の活動と予算案の採択
- ・次回会合の場所及び日程

ICCM2での議論のポイント

1. SAICM の更新の必要性

SAICM の更新(アップデート)も検討のひとつとされており、具体的には、世界行動計画の更新(行動項目の追加等)に関する手続きについて議論がなされる予定。

2. クイックスタートプログラム以後の資金的・技術的リソース

現在、SAICM は途上国のSAICM実施支援のためのクイックスタートプログラムが設置されている。任意拠出によるファンドを用いたプロジェクト実施と、二国間・多国間での協力によるプロジェクト実施が企図されており、今後、ファンドの拡充が求められるとともに、期限は7年間とされているQSP 以降のリソースの在り方について議論が行われる予定。

3. 喫緊の政策課題

今後国際協調による対応を要する喫緊の課題として、①ナノ材料、②製品中化学物質、③塗料中の鉛、④E-Wasteの4つが挙げられている。

また、今後どのように選択するかの手続き等についても検討される予定。

ICCM2で議論される喫緊の政策課題

1. 議論のためのペーパー準備

4つの課題それぞれについて、資料作成を担当する者（ファシリテーター）が事務局より指名されており、ファシリテーターは、「proposed action」及び「cooperative action」に関するドキュメントを作成、

各国に対してコメント照会を行い、SAICMSAICM事務局にICCMの文書として提出される予定。

2. 課題選定手法

課題の選定手法については既存の決定がなかったため、今次会合においては事務局が公開作業グループ会合及び電話会議等を通じて各国の意見を聴いて決定するという手法が採られたが、将来の選定、レビュー及び優先付けについて、今次会合で検討することが企図されている。

諸外国におけるSAICMへの対応

1. 各国における国内施策への統合

SAICM採択以前に策定した既存計画へのSAICM統合、SAICMを受けた国内実施計画の策定等を実施。

2. 多様な国内実施計画

○政府全体の化学物質管理を網羅

例：タイ「化学物質管理に関する第3次国家戦略計画」
(2007-2011年)

○SAICMの主要な目的について記述

例：カナダ「化学物質管理計画」 2020年をターゲットとし、SAICMにおける6つの目的(リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力向上と技術協力、不法な国際取引)に対応

○既存計画を国内実施計画と位置づけ

例：英国 2002年のWSSDを受け、国内計画「ヨハネスブルグを超えて：化学物質に関するコミットメントの達成」を2004年に策定。個別課題について行動計画を策定。

御清聴ありがとうございました。

○ SAICMについて

・環境省HP

<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>

・UNEPケミカルHP

<http://www.saicm.org/index.php?ql=h&content=home>

○ ICCM2について

<http://www.saicm.org/index.php?content=meeting&mid=42&def=1&menuid=9>



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

SAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）の概要

1. 概要

「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（Strategic Approach to International Chemicals Management; SAICM）は、第1回国際化学物質管理会議(ICCM、2006年2月4～6日、ドバイで開催)において、採択されました。SAICMは、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたものである。

2. SAICM の概要

SAICMは、「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」および「包括的方針戦略」と、これらに関するガイダンス文書「世界行動計画」の三つの文書よりなる。文書の仮訳（環境省作成）は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>）に掲載されている。

(1) 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

ドバイ宣言とは、以下の主要な事項を含む30項目からなる宣言である。

- ・ 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革を必要
- ・ ヨハネスブルグ実施計画の2020年目標を確認
- ・ 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- ・ 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報および知識を、公衆に提供
- ・ 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICMを統合
- ・ 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- ・ 自発的に、公的および民間の財源から国家的又は国際的な資金を活用し、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

(2) 包括的方針戦略

包括的方針戦略とは、SAICM の対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書である。

① 対象範囲

- ・ 農業用化学物質と工業用化学物質（環境、経済、社会、健康及び労働面を考慮した化学物質安全性を含む）
- ・ 化学物質又は製品が、食品又は薬剤に関する取決めによって、健康・環境の安全性を規制されている場合は、その化学物質・製品は、範囲外

② 目的

- ・ リスク削減：2020 年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止することにより、環境への排出を最小化する。優先的に検討される物質群は、残留性蓄積性有害物質（PBT）、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等である。また、化学物質がヒトの健康と環境に及ぼす悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指し、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法（precautionary approach）を適用する。
- ・ 知識と情報の提供：化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報を、すべての利害関係者たちが、入手可能となること。
- ・ ガバナンス向上：化学物質管理のための包括的、効果的、透明で適切な国際・国内の仕組み作り
- ・ 能力向上及び技術協力：先進国・途上国間の格差の是正
- ・ 不法な国際移動の防止

③ 財政的考慮

- ・ 先進国の任意拠出による「SAICM クイックスタートプログラム」を開始
- ・ 既存の二国間・多国間の開発援助プログラムの活用
- ・ 経済的手法および外部コストの内部化の検討

④ 原則とアプローチ

- ・ リオ宣言等に記された原則とアプローチを再確認

⑤ 実施と進捗の評価

- ・ 2020 年までに国際化学物質管理会議を 4 回開催
- ・ SAICM 事務局を UNEP に設立（WHO 等も協力）
- ・ 必要に応じ、地域会合を開催

(3) 世界行動計画

世界行動計画は、SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273 の行動項目をまとめたものである。実施主体やスケジュールなどが示唆されている。